

議第7号議案

P F A S（有機フッ素化合物）から市民の健康を守る施策の実施を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年9月19日

提出者

東大和市議会議員 尾崎 利一

〃 上林 真佐恵

P F A S（有機フッ素化合物）から市民の健康を守る施策の実施を求める意見書

P F A Sはストックホルム条約で製造・使用・輸出入が禁止され、日本国内でも製造・輸入等を原則禁止されている有害物質である。アメリカでは、デュポンに対する公害裁判がたたかわれ、潰瘍性大腸がん・腎臓がん・精巣がん・高コレステロール・妊娠性高血圧・甲状腺疾患の6つの病気にかかった3,550人に対してP F A Sによる健康被害が認定され、760億円の和解金が支払われている。P F A Sは胎盤を通過して胎児にも移行する。京都大学医学研究科の小泉昭夫名誉教授は、P F A Sについて、発達毒性があり、子どもの発達に重大な影響を及ぼし、体重が小さく生まれると警鐘を鳴らしている。

東京都多摩地域の井戸水からP F A Sが検出された問題で、東京都が汚染によって取水を停止した井戸が、7市（立川市、小平市、国分寺市、国立市、府中市、調布市、西東京市）の11施設34本にのぼっている。この点では、過去に米軍横田基地でP F A Sを含有する泡消火剤流出事故が複数回にわたって起きていたこと、これを日本政府が長年にわたって公表していなかったことも判明している。

市民団体が実施した多摩地域650人の血液検査では、過半数の受検市民から米国アカデミーの定める指針値を上回る高濃度のP F A Sが検出され、東大和市民について言えば、受検17人中5人、3割が同指針値を上回る結果となった。

国際的に規制が強化されているが、日本の対応は立ち後れている。日本政府は、P F A Sの中でも広く使用されてきたP F O S、P F O Aについて、有害性、難分解性、高蓄積性、長距離移動性があり、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されているとしながら、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては確定的な知見はないとして、いまだに規制基準さえ設けず、河川や水道水などで暫定目標値を定めるにとどまっている。暫定目標値を定める際に参考としたアメリカの規制基準は、今年3月に、桁違いに強化されることが公表されており、現在の暫定目標値をもって現状を評価することは適切ではない。命と健康を守る迅速な対応が求められている。

よって、東大和市議会は、国及び東京都に対して下記のとおり要求するものである。

記

- 1 米軍横田基地などを含む多摩地域のP F A S汚染の原因を徹底解明し、調査結果

を速やかに公表すること。

- 2 上記調査結果に基づき、汚染の防止・除去策を講じること。
- 3 沖縄や多摩地域をはじめ、PFOS、PFOAをはじめとしたPFAS汚染地域での健康影響調査を速やかに実施し公表すること。
- 4 国民の命と健康を最優先する立場に立ち、厳しい規制基準を設けて有効な規制策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。